

平成25年1月29日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

支払基金における突合点検、縦覧点検の実施に関する
岩手県、宮城県、福島県の対応について

岩手県、宮城県、福島県に所在する医療機関は、東日本大震災に伴う津波の浸水による直接的な被害を受けた地域での医療の確保に最優先で取り組まれているところも少なくないことから、電子レセプトにおける支払基金による突合点検・縦覧点検の実施の猶予を希望する施設は、平成24年9月から更に6月間猶予した上で、平成25年3月審査分から実施することとなっております。

今般、現在、猶予措置を受けている岩手県、宮城県に所在する医療機関におきましては、平成25年3月審査分から点検が実施されますので、改めて支払基金本部に対し、点検がどのように実施されるのか、審査の流れなど懇切丁寧に医療機関に説明するよう要請したところです。

福島県での取扱いにつきましては、福島県医師会、支払基金、保険者等で協議が行われた結果、既に猶予届出書を提出している医療機関のうち、現在も福島第一原子力発電所の事故による影響の下、医師、看護師等の確保に苦慮し、被災者支援等のために真に診療等に影響が生じることから、突合点検・縦覧点検の実施の猶予を希望する施設については、再度、猶予届出書を提出いただくことで、更に6月間延長することとなりました。

福島県に所在する医療機関におかれましては、別添2の届出書を支払基金に提出することで再猶予が適用されますので、会員医療機関に対しましてご周知の程、何卒よろしくお願いいたします。

(添付資料)

1. 東日本大震災の被災地域である岩手県、宮城県及び福島県における突合点検及び縦覧点検の実施について

(平成25年1月22日 本審企推 000158 支払基金理事長)

2. 突合点検及び縦覧点検に係る実施猶予届出書



本 審 企 推 000158
平成 25 年 1 月 22 日

日本医師会
会長 横倉 義武 殿

社会保険診療報酬支払基金
理事長 河内山 哲郎



東日本大震災の被災地域である岩手県、宮城県及び福島県
における突合点検及び縦覧点検の実施について

平素は、支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、岩手県、宮城県及び福島県に所在する保険医療機関及び保険薬局のうち、突合点検及び縦覧点検の実施の猶予を希望するところについては、平成 25 年 2 月審査分まで猶予しているところです。

今般、岩手県及び宮城県に所在し、突合点検及び縦覧点検の実施猶予措置を受けている保険医療機関及び保険薬局については、平成 25 年 2 月に当該猶予措置が終了し、3 月審査分より突合点検及び縦覧点検を実施することとなりましたので、ご連絡申し上げます。

なお、福島県に所在する保険医療機関及び保険薬局の突合点検及び縦覧点検の実施については、関係者間において調整した結果、既に猶予届出書を提出している保険医療機関及び保険薬局のうち、現在も福島第一原子力発電所の事故による影響のもと医師、看護師又は薬剤師の確保に苦慮し、被災者支援等のために真に診療等に影響が生じることから、突合点検及び縦覧点検の実施猶予が必要な保険医療機関及び保険薬局に限り、再度、猶予届出書を提出することで、更に 6 か月間延長することといたしましたので、併せてご連絡申し上げます。

また、福島県医師会及び福島県に所在する保険医療機関には、突合点検及び縦覧点検の実施は、保険医療機関においても、医科・歯科レセプトと調剤レセプトを突き合わせることで、早期に診療報酬請求の傷病名が整理されていくという利点や、従来からの保険者における突合点検及び縦覧点検による再審査請求という形での複数月にわたる申し出に対し、まとめて審査してきたものが、原審査（診療翌月請求分の審査）段階での審査により、その審査結果について早期に対応できるという利点について説明をしております。

つきましては、本件の実施について各県医師会あて、支払基金支部を通じ別添の文書をもってお知らせすることとしますので、特段のご配意を賜りますようお願い申し上げます。

別添

〇〇〇〇
平成〇〇年〇月〇日

岩手県医師会
宮城県医師会
御中

社会保険診療報酬支払基金〇〇支部

東日本大震災の被災地域である岩手県、宮城県及び福島県
における突合点検及び縦覧点検の実施について

平素は、支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、岩手県、宮城県及び福島県に所在する保険医療機関及び保険薬局のうち、突合点検及び縦覧点検の実施の猶予を希望するところについては、平成 25 年 2 月審査分まで猶予しているところです。

今般、岩手県及び宮城県に所在し、突合点検及び縦覧点検の実施猶予措置を受けている保険医療機関及び保険薬局については、平成 25 年 2 月に当該猶予措置が終了し、3 月審査分より突合点検及び縦覧点検を実施することとなりましたので、ご連絡申し上げます。

なお、福島県に所在する保険医療機関及び保険薬局の突合点検及び縦覧点検の実施については、関係者間において調整した結果、既に猶予届出書を提出している保険医療機関及び保険薬局のうち、現在も福島第一原子力発電所の事故による影響のもと医師、看護師又は薬剤師の確保に苦慮し、被災者支援等のために真に診療等に影響が生じることから、突合点検及び縦覧点検の実施猶予が必要な保険医療機関及び保険薬局に限り、再度、猶予届出書を提出することで、更に 6 か月間延長することといたしましたので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、本件の実施について該当する保険医療機関あて、別添の文書をもってお知らせすることとしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

別添

〇〇〇〇
平成〇〇年〇月〇日

保険医療機関（医科） 御中
（岩手県所在）

社会保険診療報酬支払基金岩手支部

東日本大震災の被災地域である岩手県における
突合点検及び縦覧点検の実施について

平素は、支払基金の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内に所在する保険医療機関及び保険薬局のうち、突合点検及び縦覧点検の実施の猶予を希望するところについては、平成25年2月審査分まで猶予しておりますが、今般、当該猶予措置が終了し、3月審査分より突合点検及び縦覧点検を実施することとなりましたので、ご連絡申し上げます。

なお、突合点検、縦覧点検及び突合再審査、処方せん内容不一致連絡書に係る申し出方法、新規帳票の様式や記載内容等については、北海道・東北ブロック通信（平成24年2月第5号及び平成24年4月第7号）によりすでにお知らせしておりますが、平成25年3月審査分からの実施に併せて、平成25年2月支部広報誌に改めて掲載することとしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

別添

〇〇〇〇
平成〇〇年〇月〇日

保険医療機関（医科） 御中
（宮城県所在）

社会保険診療報酬支払基金宮城支部

東日本大震災の被災地域である宮城県における
突合点検及び縦覧点検の実施について

平素は、支払基金の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内に所在する保険医療機関及び保険薬局のうち、突合点検及び縦覧点検の実施の猶予を希望するところについては、平成25年2月審査分まで猶予しておりますが、今般、当該猶予措置が終了し、3月審査分より突合点検及び縦覧点検を実施することとなりましたので、ご連絡申し上げます。

なお、突合点検、縦覧点検及び突合再審査、処方せん内容不一致連絡書に係る申し出方法、新規帳票の様式や記載内容等については、北海道・東北ブロック通信（平成24年2月第5号及び平成24年4月第7号）によりすでにお知らせしておりますが、平成25年3月審査分からの実施に併せて、平成25年2月支部広報誌に改めて掲載することとしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

別添

〇〇〇〇
平成〇〇年〇月〇日

福島県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福島支部

東日本大震災の被災地域である岩手県、宮城県及び福島県
における突合点検及び縦覧点検の実施について

平素は、支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、岩手県、宮城県及び福島県に所在する保険医療機関及び保険薬局のうち、突合点検及び縦覧点検の実施の猶予を希望するところについては、平成 25 年 2 月審査分まで猶予しているところ です。

今般、県内の関係者間で調整した結果、既に猶予届出書を提出している保険医療機関及び保険薬局のうち、現在も福島第一原子力発電所の事故による影響のもと医師、看護師又は薬剤師の確保に苦慮し、被災者支援等のために真に診療等に影響が生じることから、突合点検及び縦覧点検の実施猶予が必要な保険医療機関及び保険薬局に限り、再度、猶予届出書を提出することで、更に 6 か月間延長することといたしましたので、ご連絡申し上げます。

なお、岩手県及び宮城県に所在し、突合点検及び縦覧点検の実施猶予措置を受けている保険医療機関及び保険薬局については、平成 25 年 2 月に当該猶予措置が終了し、3 月審査分より突合点検及び縦覧点検を実施することとなりましたので、併せてご連絡申し上げます。

おって、突合点検及び縦覧点検の実施は、保険医療機関においても、医科・歯科レセプトと調剤レセプトを突き合わせることで、早期に診療報酬請求の傷病名が整理されていくという利点や、従来からの保険者における突合点検及び縦覧点検による再審査請求という形での複数月にわたる申し出に対し、まとめて審査してきたものが、原審査（診療翌月請求分の審査）段階での審査により、その審査結果について早期に対応できるという利点があることもご理解願います。

つきましては、本件の実施について、該当する保険医療機関あて、別添の文書をもってお知らせすることとしますので、特段のご配意を賜りますようお願い申し上げます。

別添

〇〇〇〇

平成〇〇年〇月〇日

保険医療機関（医科） 御中
（福島県所在）

社会保険診療報酬支払基金福島支部

東日本大震災の被災地域である福島県における
突合点検及び縦覧点検の実施について

平素は、支払基金の業務処理に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内に所在する保険医療機関及び保険薬局のうち、突合点検及び縦覧点検の実施の猶予を希望するところについては、平成25年2月審査分まで猶予しているところであり、平成25年3月以降の取扱いについては、改めてご連絡することとしておりました。

今般、県内の関係者間で調整した結果、既に猶予届出書を提出している保険医療機関及び保険薬局のうち、現在も福島第一原子力発電所の事故による影響のもと医師、看護師又は薬剤師の確保に苦慮し、被災者支援等のために真に診療等に影響が生じることから、突合点検及び縦覧点検の実施猶予が必要な保険医療機関及び保険薬局に限り、再度、猶予届出書を提出することで、更に6か月間延長することといたしましたので、ご連絡申し上げます。

なお、突合点検及び縦覧点検の実施は、保険医療機関においても、医科・歯科レセプトと調剤レセプトを突き合わせることで、早期に診療報酬請求の傷病名が整理されていくという利点や、従来からの保険者における突合点検及び縦覧点検による再審査請求という形での複数月にわたる申し出に対し、まとめて審査してきたものが、原審査（診療翌月請求分の審査）段階での審査により、その審査結果について早期に対応できるという利点があることもご理解願います。

つきましては、貴保険医療機関が、突合点検及び縦覧点検の実施猶予を希望される場合は、別添「突合点検及び縦覧点検に係る実施猶予届出書」により平成25年2月12日（火）までに郵送等により、支払基金福島支部に申し出をお願いいたします。

突合点検及び縦覧点検に係る実施猶予届出書

本医療機関（薬局）は、社会保険診療報酬支払基金における突合点検及び縦覧点検について、福島第一原子力発電所の事故による影響のもとで、医師、看護師又は薬剤師の確保に苦慮し、被災者支援等のために真に診療等に影響が生じることから、平成25年8月審査分まで実施の猶予を希望するので下記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金 御中
開設者 住所
氏名

印

① 区分	(医科病院 ・ 医科診療所 ・ 歯科病院 ・ 歯科診療所 ・ 薬局)				
② 医療機関(薬局)コード					③ 電話番号
④ 保険医療機関(薬局)名				⑤ 郵便番号	—
⑥ 保険医療機関(薬局)所在地					受付印
⑦ 猶予理由					

【記載要領】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の該当区分に○印を記載願います。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記載願います。
- ウ. ⑦欄は、猶予理由を記載願います。